

建築基準法施行条例（昭和35年条例第13号）の一部改正

現行	改正後（案）	備考
<p>第1条～第5条（略） （崖に近接する建築物）</p> <p>第6条 高さ2メートルを超える崖に近接して建築物を建築するときは、当該建築物と崖との間に、崖の上にあつては崖の下端から、崖の下にあつては崖の上端から、崖の高さの2倍以上の水平距離を保たなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 次号に規定する建築物を建築する場合以外の場合にあつては、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 崖面が宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「宅造令」という。）<u>第6条第1項第1号イ又はロ</u>に規定する崖面に該当するとき。</p> <p>イ 崖面が鉄筋コンクリート造又は間知石練積み造その他これらに類する構造の擁壁で、<u>宅造令第7条から第10条までに</u>規定する技術的基準に適合するものにより保護されたとき。</p> <p>ウ 崖の上に建築物を建築する場合で、当該建築物の基礎を鉄筋コンクリート造の布基礎その他これに類するものとし、かつ、崖の下端から30度の角度をなす面の下方に当該基礎の底（杭基礎にあつては、杭の先端）を設けたとき。</p> <p>エ 崖の下に建築物を建築する場合で、次のいずれかに該当するとき。</p>	<p>第1条～第5条（略） （崖に近接する建築物）</p> <p>第6条 高さ2メートルを超える崖に近接して建築物を建築するときは、当該建築物と崖との間に、崖の上にあつては崖の下端から、崖の下にあつては崖の上端から、崖の高さの2倍以上の水平距離を保たなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 次号に規定する建築物を建築する場合以外の場合にあつては、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 崖面が宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「宅造令」という。）<u>第8条第1項第1号イからハまでのいずれかに</u>該当するとき。</p> <p>イ 崖面が鉄筋コンクリート造又は間知石練積み造その他これらに類する構造の擁壁で、<u>宅造令第9条から第12条までに</u>規定する技術的基準に適合するものにより保護されたとき。</p> <p>ウ 崖の上に建築物を建築する場合で、当該建築物の基礎を鉄筋コンクリート造の布基礎その他これに類するものとし、かつ、崖の下端から30度の角度をなす面の下方に当該基礎の底（杭基礎にあつては、杭の先端）を設けたとき。</p> <p>エ 崖の下に建築物を建築する場合で、次のいずれかに該当するとき。</p>	<p>政令の題名変更及び引用条項ずれに伴う改正</p> <p>政令の引用条項ずれに伴う改正</p>

(ア) 当該建築物の外壁及び構造耐力上主要な部分(崖の崩壊(崖である土地が崩壊する自然現象をいう。以下同じ。))による衝撃が作用すると想定される部分に限る。以下「外壁等」という。)が、当該衝撃が作用した場合においても破壊を生じない構造方法を用いるものであるとき。

(イ) (ア)に規定する構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有する門又は塀を、崖の崩壊により当該建築物の外壁等に作用すると想定される衝撃を遮るように設けたとき。

オ その他特定行政庁が安全上支障がないと認めるとき。

(2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内に居室を有する建築物を建築する場合にあつては、次のいずれかに該当するとき。

ア 当該建築物が令第80条の3に規定する構造方法を用いるものであるとき。

イ 令第80条の3ただし書の場合に該当するとき。

2 前項の規定は、次の工事に係る当該崖については、適用しない。

(1) 宅地造成等規制法 (昭和36年法律第191号) 第8条第1項本文の規定による許可に係る宅地造成に 関する工事として行われた崖の工事(当該許可の内容(同法第12条第4項の規定によりその内容とみなされるものを含む。)に適合するものに限る。)

(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項

(ア) 当該建築物の外壁及び構造耐力上主要な部分(崖の崩壊(崖である土地が崩壊する自然現象をいう。以下同じ。))による衝撃が作用すると想定される部分に限る。以下「外壁等」という。)が、当該衝撃が作用した場合においても破壊を生じない構造方法を用いるものであるとき。

(イ) (ア)に規定する構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有する門又は塀を、崖の崩壊により当該建築物の外壁等に作用すると想定される衝撃を遮るように設けたとき。

オ その他特定行政庁が安全上支障がないと認めるとき。

(2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内に居室を有する建築物を建築する場合にあつては、次のいずれかに該当するとき。

ア 当該建築物が令第80条の3に規定する構造方法を用いるものであるとき。

イ 令第80条の3ただし書の場合に該当するとき。

2 前項の規定は、次の工事に係る当該崖については、適用しない。

(1) 宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和36年法律第191号) 第12条第1項 の規定による許可に係る宅地造成等に関する工事として行われた崖の工事(当該許可の内容(同法第16条第4項の規定によりその内容とみなされるものを含む。)に適合するものに限る。)

(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項

法律の題名変更及び引用条項ずれ等に伴う改正

<p>又は第2項の規定による許可に係る開発行為に関する工事として行われた崖の工事(当該許可の内容(同法第35条の2第5項の規定によりその内容とみなされるものを含む。)に適合するものに限る。)</p> <p>3 前2項に規定する「崖」及び「崖面」とは、<u>宅造令第1条第2項</u>に規定する崖及び崖面をいう。この場合において、<u>同条第4項</u>に規定する上下の崖は、一体の崖とみなす。</p> <p>第6条の2～第26条 (略)</p>	<p>又は第2項の規定による許可に係る開発行為に関する工事として行われた崖の工事(当該許可の内容(同法第35条の2第5項の規定によりその内容とみなされるものを含む。)に適合するものに限る。)</p> <p>3 前2項に規定する「崖」及び「崖面」とは、<u>宅造令第1条第1項</u>に規定する崖及び崖面をいう。この場合において、<u>同条第3項</u>に規定する上下の崖は、一体の崖とみなす。</p> <p>第6条の2～第26条 (略)</p>	<p>政令の引用条項ずれに伴う改正</p>
--	--	-----------------------

改正条例附則第2項の規定による条例第6条の読み替え

改正後（読み替え前）	改正後（読み替え後）
<p>(崖に近接する建築物)</p> <p>第6条 高さ2メートルを超える崖に近接して建築物を建築するときは、当該建築物と崖との間に、崖の上にあつては崖の下端から、崖の下にあつては崖の上端から、崖の高さの2倍以上の水平距離を保たなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 次号に規定する建築物を建築する場合以外の場合にあつては、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 崖面が宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「宅造令」という。)第8条第1項第1号イ<u>からハまでの</u>いずれかに該当するとき。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(崖に近接する建築物)</p> <p>第6条 高さ2メートルを超える崖に近接して建築物を建築するときは、当該建築物と崖との間に、崖の上にあつては崖の下端から、崖の下にあつては崖の上端から、崖の高さの2倍以上の水平距離を保たなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 次号に規定する建築物を建築する場合以外の場合にあつては、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 崖面が宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「宅造令」という。)第8条第1項第1号イ<u>又はロ</u>のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>